

都市景観形成地域 指定位置図

川越十ヵ町地区 都市景観形成地域

伝建地区

川越十ヵ町地区と中央通り周辺地区の境界は、県道川越日高線の南端とします。

川越十ヵ町地区と中央通り周辺地区の境界は、連雀町4番地8と4番地9の敷地境界とします。

川越十ヵ町地区と中央通り周辺地区の境界は、中央通りの東端より20mとします。

中央通り周辺地区の境界は、道路中心線とします。

クレアモール周辺地区と中央通り周辺地区の境界は、中央通りの東端より20mとします。

中央通り
周辺地区

クレアモール周辺地区と八幡通り周辺地区の境界は、八幡通りの東端より50mとします。

クレアモール
周辺地区

クレアモール周辺地区と八幡通り周辺地区の境界は、道路の西端とします。

八幡通り
周辺地区

クレアモール・八幡通り・中央通り
周辺地区 都市景観形成地域

川越駅西口
地区都市景観
形成地域

※地域の境界について
特記なき場合は、川越十ヵ町地区、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区については、字界とし、川越駅西口地区については、道路中心線とします。

